

No. 6

選択妨害！ 消費者をだます優良誤認表示

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所 取引課 取引第二係長 塚本 くれは（つかもと・くれは）

皆さんがお買物をするとき、商品の品質や価格は、その商品を選ぶ重要な基準になっているのではないのでしょうか。品質や価格の表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品の品質や価格について、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示が行われると、消費者の適切な商品の選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法（景表法）は、消費者をだますような、商品・サービスの品質や価格の表示について、実際のものよりも著しく優良または有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

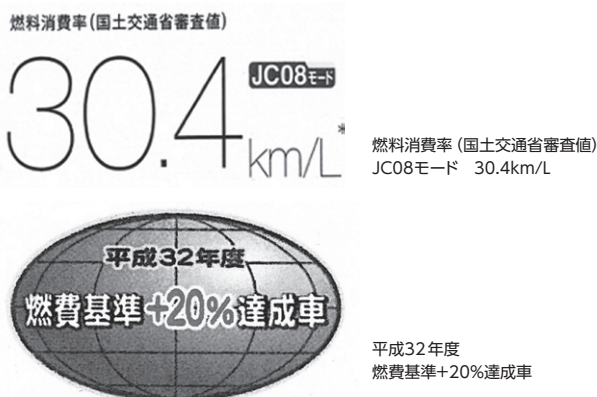
この「表示」には、例えば、商品パッケージやチラシ、パンフレット、インターネット広告だけではなく、ラジオCMや電話によるセールストーク、実演広告なども、景表法上の「表示」に該当します。

そして、不当表示には大きく分けて①優良誤認表示②有利誤認表示③その他誤認されるおそれのある表示——という三つの種類があります。今回はそのうちの①優良誤認表示を説明します。

優良誤認表示とは、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のもや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をいいます。簡単にいうと、「これはとても良い品質（規格・内容）だ！」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示のことをいいます。例えば、飲食店において、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉を使用しているにもかかわらず、メニュー等に「国産有名ブランド牛の肉」を使用しているかのように表示することは、優良誤認表示に該当します。

最近の優良誤認表示の事例としては、昨年発覚した、いわゆる自動車の燃費偽装問題があります。三菱自動車工業株式会社（三菱自動車工業）および日産自動車株式会社（日産自動車）は、一般消費者に供給する軽自動車等の燃費性能を実際よりも著しく優れているかのように示していました。

例えば、三菱自動車工業が販売する「eKワゴン（LTMX、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、カタログに以下の図を表示することにより、あたかも、この軽自動車が、国の定める試験方法に基づく燃費性能として、燃料消費率が「30.4km/L」で、燃費基準達成状況が「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていました。



しかし、実際には、この図で表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないもので、実際の燃料消費率は、表示された「30.4km/L」より約4km少ない「26.1km/L」であり、また、実際の燃費基準達成状況は、平成32年度燃費基準の「+20%」を達成しているものではなく、「平成32年度燃費基準達成車」でした。

消費者庁は、三菱自動車工業の軽自動車38商品および普通自動車等29商品ならびに日産自動車の軽自動車27商品に係る表示について、今年1月27日、両社に対し、違反したことを一般消費者に周知徹底することや、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどを命ずる措置命令を行いました。

また、消費者庁は同日、三菱自動車工業に対し、4億8507万円を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令もを行いました。